



交通安全ニュース

～No. 5～

令和6年2月2日

北見警察署
交通課

歩行者に優しい運転マナーを

雪解け水がわだちに溜まり、氷水だまりになっています。
わだちの水たまりは意外に深く、より遠くへ水しぶきをはねてしまいます。
水たまりを通行するときは十分に減速し、歩行者や対向車に水をはねないように注意しましょう。



泥はね運転の禁止（道路交通法第71条第1項第1号）

車両等の運転手は、ぬかるみや水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、または徐行するなどして、泥土、汚水などを飛散させて他人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。

罰則…5万円以下の罰金 反則金…普通6,000円 違反点数なし